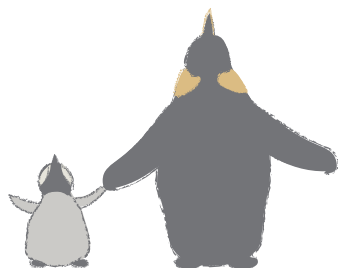


ひとり親家庭等

サポートブック

令和5年度



大阪市

<https://www.city.osaka.lg.jp/kodomo/page/0000452094.html>

大阪市 ひとり親家庭支援



はじめに

大阪市では、「大阪市ひとり親家庭等自立促進計画」を策定し、子育て・生活支援、就業支援、養育費確保に向けての支援、経済的支援のほか、ひとり親家庭をサポートする体制の充実など、ひとり親家庭のみなさんが安心して子育てをしながら働き、子どもたちがすこやかに育つことができるよう、総合的な施策をすすめています。

「ひとり親家庭等サポートブック」は、ひとり親の方やこれからひとり親として子育てをするかもしれない方にご利用いただける各種制度を掲載しています。各種制度の掲載ページには、より詳しい情報が確認できるQRコードも掲載していますのでご確認ください。

ひとりで悩まず、困ったことがあったら最寄りの区役所や母子・父子福祉センターにお気軽にお問い合わせください。

ひとり親家庭等の自立支援に関する連携協定(民間団体との連携)

大阪市では、多様化しているひとり親家庭の状況に対応するため、従来の行政による支援に加え、民間のノウハウを活用することで、より幅広い層への周知等が可能になると考えるとともに社会全体でひとり親を支えていく機運が高まるよう、地域団体や企業、NPO法人など民間団体等(以下「パートナー」という)と連携する取組みを進めています。

令和5年度当初時点においては、以下の団体と協定を締結しひとり親家庭等の自立支援の取組を推進しています。

- 一般社団法人 日本シングルマザー支援協会
 - 公益社団法人 大阪市ひとり親家庭福祉連合会
 - 特定非営利活動(NPO)法人 しんぐるまざあず・ふぉーらむ・関西
 - 株式会社 ウチコミ ●一般社団法人ひとり親支援協会
 - 日本法規情報株式会社 ●特定非営利活動法人グッドネーバースジャパン
- (協定締結日順 締結日が同日の場合は五十音順)



目次

総合相談

① 保健福祉センター保健福祉(福祉)課福祉業務担当	1
② 区保健福祉センター・区役所	2
③ 大阪市立愛光会館(母子・父子福祉センター)	3
④ 大阪市ひとり親家庭等福祉相談所	3
⑤ ひとり親家庭サポーター	3
⑥ 民生委員・児童委員	4
⑦ 主任児童委員	4
⑧ その他相談機関(40～41ページ参照)	

子どもに関する相談

① こども相談センター(児童相談所)	5～6
児童虐待ホットライン/いじめ・不登校等学校教育に関する相談	
② 各区保健福祉センター子育て支援室	6
③ クレオ大阪子育て館	7
④ 乳幼児の育児相談(公立保育所)	7
⑤ 乳幼児の育児相談(民間保育所)	7
⑥ 乳幼児の電話育児相談	7
⑦ 子どもの虐待ホットライン	8
⑧ 子ども何でも相談(大阪弁護士会)	8
⑨ ボ・ドームダイヤモンドルーム(大阪市産前・産後母子支援事業)	8
⑩ にんしんSOS	8

手当

① 児童扶養手当	9
② 特別児童扶養手当	9
③ 児童手当	10
④ 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金	10

年金

① 国民年金加入の手続き	11
② 遺族基礎年金	11
③ 寡婦年金	11
④ 死亡一時金	12
⑤ 遺族厚生年金	12
⑥ 未支給年金	12

生計

① 母子父子寡婦福祉資金の貸付	13
② 生活福祉資金	13
③ 緊急援護資金	13
④ ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業(住宅支援資金)	14
⑤ 生活保護	14

養育費

① 養育費と面会交流のこと	15
② 主な相談先	15
③ 「離婚・養育費」に関する専門相談	15
④ 大阪市立愛光会館(母子・父子センター)における法律相談	16
⑤ 養育費に関する公正証書等作成促進補助金	16
⑥ 養育費の保証促進補助金	16

仕事

① ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業	17
② ひとり親家庭サポーターによる就業相談	17
③ 大阪市しごと情報ひろば	17
④ 大阪市地域就労支援センター	18
⑤ ハローワーク(公共職業安定所)	19
⑥ ハローワークインターネットサービス	20
⑦ 大阪マザーズハローワーク	20
⑧ その他ハローワーク機関	21
⑨ 大阪市若者自立支援事業 コネクションズおおさか	22
⑩ 地域若者サポートステーション	22
⑪ ホームページ「大阪労働局」	22
⑫ 大阪府社会福祉協議会 大阪福祉人材支援センター	23
⑬ 大阪府 労働相談センター	23
⑭ OSAKAしごとフィールド	23
⑮ A'ワーク創造館	24
⑯ 大阪市シルバー人材センター(高齢者就業確保事業)	24
⑰ ひとり親家庭自立支援給付金事業	24
⑱ 教育訓練給付制度	25

住まい

① 市営住宅	26
② 母子生活支援施設	26
③ 緊急母子一時保護事業	26

医療・健康

① 保健福祉センター保健業務担当	27
② ひとり親家庭医療費助成制度	27
③ こども医療費助成制度	28

子育て支援

① ひとり親家庭等日常生活支援事業	29
② ファミリー・サポート・センター事業	29
③ エンゼルサポーター派遣事業	29
④ 保育所(園)・認定こども園・地域型保育事業	30
⑤ 一時預かり事業	30
⑥ 病児・病後児保育事業	30
⑦ 子どものショートステイ事業	30
⑧ 児童福祉施設等	31~32
乳児院／児童養護施設／母子生活支援施設	
障がいや疾病等のあるお子さまのための支援について／児童心理治療施設	
児童自立支援施設／助産施設／里親／ファミリーホーム	
⑨ 子ども・子育てプラザ	32
⑩ 児童いきいき放課後事業	33
⑪ 留守家庭児童対策事業	33
⑫ 多胎児家庭外出支援事業	33
⑬ 産後ケア事業	33

子どもの就学

① 幼稚園	34
② 就学援助制度	34
③ 大阪市奨学金	35
④ 大阪府国公立高等学校等奨学のための給付金	35
⑤ 大阪府私立高等学校等奨学のための給付金	35
⑥ 習い事・塾代助成事業	36
⑦ 大阪府育英会奨学資金	36
⑧ 独立行政法人 日本学生支援機構奨学金	36
⑨ 国の教育ローン	37

助成・優遇制度

① 大阪市営自転車駐輪場利用料金の割引	38
② JR通勤定期の特別割引	38
③ 所得税および個人市・府民税の所得控除	38
④ 少額貯蓄非課税制度(マル優制度)	39
⑤ たばこ小売販売業の許可	39
⑥ 万博記念公園入園料金等の免除	39

その他相談機関

市民相談室／区役所での各種専門相談／総合府民相談室／ 子どもの虐待ホットライン／子ども何でも相談(大阪弁護士会) みんなの人権110番／人権啓発・相談センター／関西いのちの電話／ 大阪自殺防止センター／中毒110番／暴力団・けん銃110番／覚醒剤110番 グリーンライン／大阪弁護士会 総合法律相談センター／少年サポートセンター／ 女性のための相談(クレオ大阪女性総合相談センター)／ 子育て相談(クレオ大阪子育て館)／男性の悩み相談(クレオ大阪子育て館)／ 児童家庭支援センター博愛社／母子・父子福祉センター 愛光会館／ 大阪市若者自立支援事業 コネクションズおおさか／ DV・セクハラ・性被害の電話相談	40～41
--	-------

救急

① 休日・夜間急病診療所／休日・夜間緊急歯科診療所	42
② 救急安心センターおおさか(救急医療相談窓口)	42
③ 小児救急支援アプリ	42
④ 大阪府救急医療情報センター	43
⑤ 小児救急電話相談事業	43

①保健福祉センター保健福祉（福祉）課福祉業務担当

各区に高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉、母子・父子家庭などの受付・相談業務を行う窓口を設置しています。特に母子・父子家庭や寡婦の方の問題については、母子・父子自立支援員が、専門的にご相談に応じています。



【福祉業務担当で受付している事業】

- ・児童扶養手当、特別児童扶養手当
- ・緊急母子一時保護事業
- ・母子父子寡婦福祉資金の貸付
- ・ひとり親住宅の申し込み(年1回)
- ・ひとり親家庭医療費助成
- ・JR通勤定期の特別割引のための証明
- ・ひとり親家庭等日常生活支援事業
- ・保育所、母子生活支援施設、助産施設等への入所
- ・ひとり親家庭自立支援給付金
- ・「離婚・養育費」に関する専門相談
- ・養育費の保証促進補助金、公正証書等作成促進補助金

メ モ



② 区保健福祉センター・区役所

※…保健福祉センター分館

保健福祉センター分館の実施業務内容については担当へお問い合わせください。

地区	所在地	電話番号	
		区局番	担当番号(各区共通)
北 都島	北区扇町2-1-27	06-6313	保健福祉センター ・保健業務担当
	都島区中野町2-16-20 都島区中野町5-15-21※	06-6882	
福島	福島区大開1-8-1	06-6464	乳幼児検診、各種がん検診、 健康づくり事業、予防接種、 母子手帳の交付に関すること (左の局番)-9882
此花	此花区春日出北1-8-4	06-6466	
中央	中央区久太郎町1-2-27	06-6267	
西 港	西区新町4-5-14	06-6532	(左の局番)-9882
	港区市岡1-15-25	06-6576	
大正	大正区千島2-7-95	06-4394	・健康相談に関すること (左の局番)-9968
天王寺	天王寺区真法院町20-33	06-6774	
浪速	浪速区敷津東1-4-20	06-6647	・生活保護業務担当 (左の局番)-9872~4 生活保護に関すること
西淀川	西淀川区御幣島1-2-10	06-6478	
淀川	淀川区十三東2-3-3	06-6308	
東淀川	東淀川区豊新2-1-4	06-4809	・福祉業務担当 (左の局番)-9857 福祉に関する総合相談
東成	東成区大今里西2-8-4	06-6977	
生野 旭	生野区勝山南3-1-19	06-6715	区役所 ・区役所での各種専門相談について (左の局番)-9683 (港区は(左の局番)-9978)
	旭区大宮1-1-17	06-6957	
城東	城東区中央3-5-45	06-6930	区役所
鶴見	鶴見区横堤5-4-19	06-6915	
阿倍野	阿倍野区文の里1-1-40	06-6622	
住之江	住之江区御崎3-1-17	06-6682	
住吉	住吉区南住吉3-15-55	06-6694	
東住吉	東住吉区東田辺1-13-4	06-4399	
平野	平野区背戸口3-8-19	06-4302	
西成	西成区岸里1-5-20	06-6659	

※出張所

出張所名	所在地	電話番号
東淀川出張所	東淀川区東淡路4-15-1	06-6322-0731
矢田出張所	東住吉区矢田6-7-12	06-6692-1341

③大阪市立愛光会館（母子・父子福祉センター）

大阪市内のひとり親家庭・寡婦福祉活動の拠点として、自立と安定した生活をめざすお手伝いをしています。

各種相談や育成事業を実施するほか、ひとり親家庭等就業・自立支援センターでは、就業相談から就業支援講習会・法律相談等を実施しています。

また、会議室・集会室等をひとり親家庭・寡婦等の各種会合等の場として無料で提供しています。

（大阪市立愛光会館指定管理者 公益社団法人大阪市ひとり親家庭福祉連合会）

開館時間 午前9時～午後8時（日祝・年末年始休）

問 大阪市立愛光会館（母子・父子福祉センター）

北区中津1-4-10

☎ 06-6371-7146



④大阪市ひとり親家庭等福祉相談所

ひとり親またひとり親を経験した相談所員が、ひとり親等に関わる様々な相談に気軽に応じます。

問 大阪市ひとり親家庭福祉連合会

☎ 06-6371-7146 ☎ FAX 06-6371-6722

⑤ひとり親家庭サポーター

大阪市では、就職・自立支援を行う専門相談員を各区保健福祉課（福祉課）に週2～3日配置し、ひとり親家庭や寡婦の方を対象に就業相談やひとり親家庭自立支援給付金の事前相談・申請受理などを実施しています。

また、離婚をお考えの方には、無料弁護士相談（離婚・養育費に関する専門相談）の情報提供、公証役場や家庭裁判所等への同行支援、公正証書等作成促進補助金及び養育費の保証促進補助金の申請受理も行っています。

区役所の相談日・相談時間外での相談や訪問相談をご希望の方は下記へお問い合わせください

問 こども青少年局 こども家庭課

☎ 06-6208-8034



⑥ 民生委員・児童委員〈市内各地域に 3,911 人〉（令和 5 年 4 月現在）

生活、家族、健康のことなどで悩み、困っている方の相談に応じるなど、住民の立場に立ってきめの細かい地域福祉の充実をめざし、活動しています。

⑦ 主任児童委員〈民生委員・児童委員のうち 591 人〉（令和 5 年 4 月現在）

地域において児童委員と連携をとりながら、児童福祉に関する事項を担当し、子育てサロン、サークルの運営、児童虐待防止の活動、専門機関・施設等との連絡調整を行っています。

⑧ その他相談機関

40～41ページ参照

メ モ



子どもに関する相談

① こども相談センター（児童相談所）

こども相談センターでは、大阪市の児童相談所として18歳未満のこどもに関わる家庭、その他からの相談のうち専門的な知識及び技術を必要とするものについて、総合的な調査、診断、判定等に基づき、必要な助言指導や施設入所等の援助を行います。



● 大阪市中央こども相談センター

〈中央区森ノ宮中央1-17-5 06-4301-3100 担当区:此花区・中央区・西区・港区・大正区・天王寺区・浪速区・東成区・生野区・城東区・鶴見区・住之江区・西成区〉

● 大阪市北部こども相談センター

〈東淀川区淡路3-13-36 06-6195-4114 担当区:北区・都島区・福島区・西淀川区・淀川区・東淀川区・旭区〉

● 大阪市南部こども相談センター

〈平野区喜連西6-2-55 06-6718-5050 担当区:阿倍野区・住吉区・東住吉区・平野区〉

【児童虐待ホットライン】

こどもへの虐待に関する通告や相談を24時間フリーダイヤルで受付します。児童虐待からこどもを守るためには社会全体で取り組むことが必要です。こどもへの虐待を発見した場合や、「虐待ではないかな？」と気になるこどもを発見された場合、『児童虐待ホットライン』にお電話ください。(匿名でもかまいません。ご連絡いただいた方のプライバシーは守られます)もしご自身が「虐待をしているかも…」と思ったら、一人で悩まず、ぜひお電話ください。(相談の秘密は守られます)



児童虐待に関する相談・通告は・・・

大阪市児童虐待ホットライン(24時間365日対応)

まずは一報 なにわっ子

0120-01-7285

【いじめ・不登校等学校教育に関する相談】



教育相談では、面談、電話、メール等により、不登校やいじめなど教育に関するご相談、障がいのあるこどもに対する学校や家庭での対応や配慮、就学や進学など特別支援教育に関するご相談をお受けしています。相談内容やご希望によって対応可能時間、相談場所、相談方法などが異なります。

なお、大阪市では、いじめに関する学校への直接の指導は、教育委員会事務局指導部が行い、教育相談グループは、こどもの心のケアを担っています。

いじめ・不登校等学校教育に関する相談は…

電話教育相談 (こども専用)06-4301-3140

(保護者専用)06-4301-3141

月曜～金曜(祝日・年末年始を除く)午前9時～午後7時

24時間こどもSOSダイヤル(無料)

0120-0-78310 (なやみ言おう:全国共通)

②各区保健福祉センター子育て支援室

子育て支援室では、相談担当職員のチームが、こどもの心身の発達・性格行動・しつけ・非行・不登校など、こどもに関するさまざまな相談に応じるほか、各機関との連携により、専門機関を紹介したり、地域での子育てに関する情報提供を行ったりしています。



また、児童虐待に関する相談や情報の提供も受け付けています。

相談日時 月～金曜日(祝日・年末年始は休み)午前9時～午後5時30分



③クレオ大阪子育て館

0歳から18歳までの子育てに関するさまざまな心配ごとについて気軽に相談ができます。電話相談のほかにも専門家による面接相談や、子育てに関する各種講座の開催、ホームページなどによる情報提供を行っています。

開館時間 午前10時～午後9時(土・日・祝日は午後5時までです)

年末年始は休み



おおさか
子育て
ネット

問 クレオ大阪子育て館 北区天神橋6-4-20

☎ 06-6354-0106 (講座等の申込み)

☎ 06-6354-4152 (電話相談)

④乳幼児の育児相談 (公立保育所)

受付日時 月～金曜日(ただし、祝日・年末年始は除く)午前10時～午後2時

問 こども青少年局保育所運営課

☎ 06-6684-9345

⑤乳幼児の育児相談 (民間保育所)

こどもの発育、しつけ、生活習慣など、日ごろ育児のことで悩んでおられる方が気軽に相談できる窓口です。市内のすべての保育所で、相談をお受けします。



問 こども青少年局幼保企画課

☎ 06-6208-8031

⑥乳幼児の電話育児相談

こどもの発育、しつけ、生活習慣など、日ごろ育児のことで悩んでおられる方が気軽に相談できる窓口です。乳児院で、相談をお受けします。



⑦子どもの虐待ホットライン〈特定非営利活動法人児童虐待防止協会内〉

子どもの虐待、子育て、親子関係について悩みを話したい人や、助けや情報が必要な人たち、そうしたすべての人たちのための匿名で電話相談できる窓口です。専門的な知識を持った相談員が対応します。



相談日時 月～金曜日 午前11時～午後4時
(土日祝日・年末年始・8月13日～15日は休み)

☎ 06-6646-0088

⑧子ども何でも相談（大阪弁護士会）

子どもの人権に関する法律相談を受け付けます。
子どもの人権問題に詳しい弁護士が待機しています。



開設日時 水曜日 午後3時～午後5時
第2木曜日 午後6時～午後8時

☎ 大阪弁護士会館内 北区西天満1-12-5

☎ 06-6364-6251

⑨ボ・ドームダイヤモンドルーム（大阪市産前・産後母子支援事業）

思いがけない妊娠で誰にも相談できない、出産後の生活が不安などの悩みについて電話やメールで相談に応じます。



電話相談受付日時 月～金曜日 午前9時～午後4時
(土曜日・日曜日・祝日・年末年始は休み)

☎ 06-6791-1324

⑩にんしん SOS

思いがけない妊娠に悩む人の気持ちに寄り添って、必要な正しい情報や適切な支援サービスの紹介を電話またはメールで行っています。



相談日時 月～金曜日 午前10時～午後4時
(日曜日 正午～午後6時 祝日・年末年始は休み)

☎ 0725-51-7778

① 児童扶養手当

次のいずれかにあてはまる児童を監護している母、児童を監護し、生計を同じくする父または父母以外で児童を養育（児童と同居し、監護し、生計を維持していること）している人に支給します。



- ① 父母が婚姻を解消した児童
- ② 父または母が死亡した児童
- ③ 父または母が法令で定める程度の障がいの状態にある児童
- ④ 父または母の生死が明らかでない児童
- ⑤ 父または母から引き続き1年以上遺棄されている児童
- ⑥ 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- ⑦ 父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- ⑧ 母が婚姻によらないで出産した児童

問 お住まいの区の保健福祉センター保健福祉（福祉）課福祉業務担当
（2ページ参照）

② 特別児童扶養手当

20歳未満で、政令に規定する障がい等級に該当する児童を監護している父もしくは母（主として児童の生計を維持するいずれか一人）または父母に代わって児童を養育（児童と同居し、監護し、生計を維持）する方に支給します。



※所得制限があります。

【手当額（月額）】

（令和5年4月から）

児童1人につき 1級：53,700円 2級：35,760円

※手当額は改定されることがあります。

申請・問 お住まいの区の保健福祉センター保健福祉（福祉）課福祉業務担当
（2ページ参照）



③ 児童手当

中学校修了までの児童(15歳到達後の最初の3月31日まで)を養育している方に支給されます。

児童扶養手当とは別に受け取ることができます。支給を受けるためには申請が必要です。

6月、10月、2月に前月までの分がまとめて支給されます。



申請・問 お住まいの区の保健福祉センター児童手当業務担当

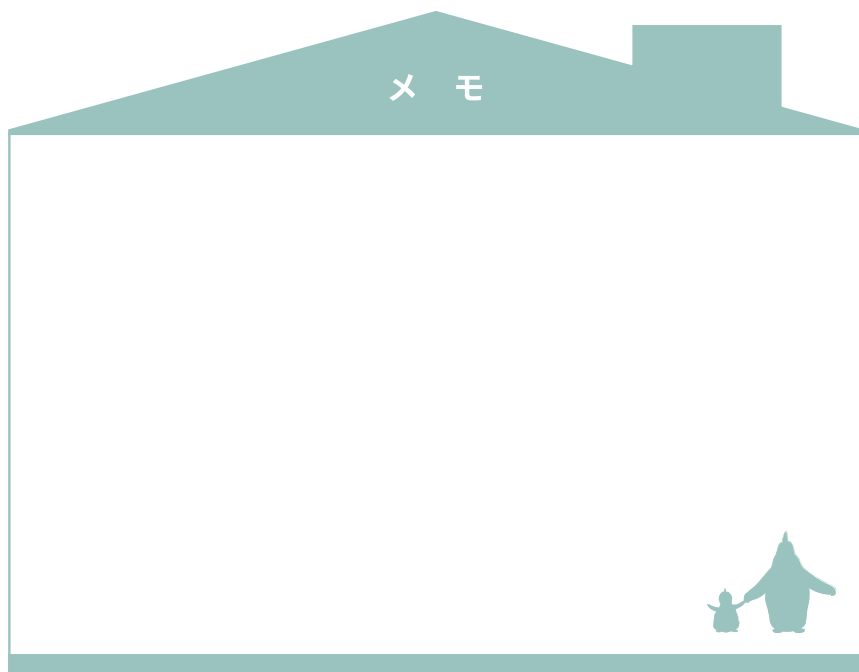
④ 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金

食費等の物価高騰による家計への負担増を踏まえ、特に影響が大きい低所得の子育て世帯に対し、対象児童1人につき5万円を支給します。



問 こども青少年局 子育て世帯生活支援給付金担当

☎ 06-6136-6222



①国民年金加入の手続き

日本国内に住所をもつ20歳以上60歳未満の方は、国民年金の被保険者です。

- ・第1号被保険者・・・次の第2号・第3号被保険者以外の方
- ・第2号被保険者・・・会社員・公務員など厚生年金保険の加入者
- ・第3号被保険者・・・第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者

第2号被保険者または第3号被保険者から第1号被保険者に種別が変わったときは手続きが必要です。

問 お住まいの区の区役所保険年金業務担当



②遺族基礎年金

国民年金に加入中の方、または保険料納付済期間等を25年以上有している方が亡くなったときに、亡くなられた方が生計を維持していた「子のある配偶者」または「子」に対して支給されます。

「子」とは18歳に達する日の属する年度末までの間にある子(国民年金の障がい等級1級または2級に該当する場合は20歳未満)をいいます。

手続・問 お住まいの区の区役所保険年金業務担当またはお近くの年金事務所



③寡婦年金

国民年金第1号被保険者として、保険料納付済期間と保険料免除期間の合計が10年以上ある夫が亡くなったときに、10年以上継続して婚姻関係にあり、生計を維持されていた妻に対して60歳から65歳になるまでの間支給されます。

手続・問 お住まいの区の区役所保険年金業務担当またはお近くの年金事務所



④死亡一時金

国民年金第1号被保険者として、保険料を3年以上納めた方が年金を受けずに亡くなったとき、その遺族が遺族基礎年金を受けられない場合や寡婦年金を選択しない場合に生計を同じくしていた遺族に支給されます。



手続・問 お住まいの区の区役所保険年金業務担当またはお近くの年金事務所

⑤遺族厚生年金

厚生年金保険の被保険者等であった方が、受給要件を満たしている場合、亡くなった方によって生計を維持されていた遺族が、遺族厚生年金を受け取ることができます。



手続・問 お近くの年金事務所

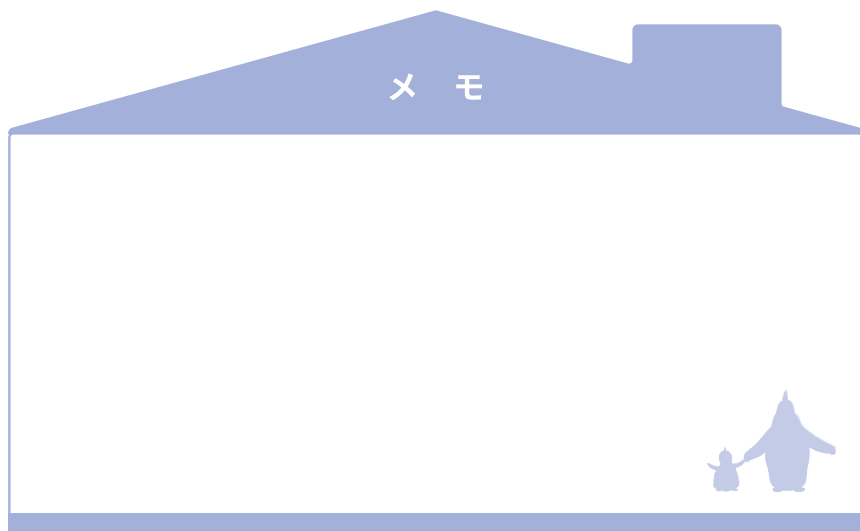
⑥未支給年金

亡くなられた方に支払われるはずであった年金が残っているときは、未支給年金としてその方と生計を同じくしていた遺族が受け取ることができます。



手続・問 お近くの年金事務所

※障がい基礎年金、遺族基礎年金、寡婦年金の未支給年金は、
お住まいの区の区役所保険年金業務担当も可



①母子父子寡婦福祉資金の貸付

ひとり親家庭や寡婦の経済的自立と生活の安定、こどもの福祉を図るために、無利子または低利子で各種資金の貸付を行っています。

12種類の貸付金があり、内容等についてはホームページをご覧ください。

※事前相談が必要です。



**問 お住まいの区の保健福祉センター保健福祉（福祉）課福祉業務担当
（2ページ参照）**

②生活福祉資金

低所得者・高齢者・障がい者・失業者等の世帯を対象に、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、経済的自立や在宅福祉および社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるよう低利または無利子で必要な資金の貸付を行っています。

総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、緊急小口資金など

※ただし、いずれも原則として他制度・他貸付が優先となります。



申請・問 お住まいの区の社会福祉協議会

③緊急援護資金

生活福祉資金、年金、母子父子寡婦福祉資金、生活保護、その他の公的給付または公的貸付から支給決定を受けた方が、その支払日までに緊急に資金を必要とし、かつ、ほかの制度によって早急な資金調達が困難な場合に、その世帯の援護を目的として資金を貸し付けています。



**申請・問 大阪市各区の民生委員児童委員協議会事務局
（お住まいの区役所内）**



④ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業（住宅支援資金）

児童扶養手当受給者等であって、母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる方の自立促進を目的として、入居している住宅家賃の実費を貸し付けています。



プログラム策定を受けるには
プログラムは、大阪市ひとり親サポーターが策定します。
居住する区のサポーターへお問い合わせください。

手続・申請・問 ひとり親家庭サポーター（3ページ参照）

大阪市の補助事業として大阪市ひとり親家庭福祉連合会
（☎ 06-6371-7146）が事業を行います。

⑤生活保護

生活に困窮する方に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長することを目的としています。



生活にお困りの場合や生活保護の受給を希望される場合は、ためらわずにお住まいの区の保健福祉センター生活保護業務主管担当へご相談ください。
なお、保護を受けられるかどうかは、世帯の状況により判断します。

申請・問 お住まいの区の保健福祉センター生活保護業務担当
（2ページ参照）



①養育費と面会交流のこと

子どもが経済的・社会的に自立するまでに要する経費を養育費と言い、親権を持たない親でも自分と同じ水準の生活を子どもに保障する義務(生活保持義務)があり、養育費を受け取ることは子どもの権利です。

また、離婚や別居により、子どもと離れて生活する親が子どもと面会やその他の交流を行うことを面会交流と言います。

養育費・面会交流については、離婚前にきちんと話し合い、取り決めを行っておくことが大切です。



②主な相談先

・ひとり親家庭等就業・自立支援センター(17ページ参照)

・区保健福祉センターでの相談

母子・父子自立支援員(1ページ参照)

ひとり親家庭サポーター(3ページ参照)

・養育費等相談支援センター

☎ **03-3980-4108**(ご希望により、センターが電話をかけ直して電話料金を負担しています)

☎ **0120-965-419**(携帯電話とPHSは使えませんので上記番号におかけください)

メール相談 info@youikuhi.or.jp

・大阪ファミリー相談室

☎ **06-6943-6783** ※有料相談のため、事前にご連絡ください

③「離婚・養育費」に関する専門相談

20歳未満の子ども(胎児を含む)をお持ちの大阪市在住の父母を対象に、大阪弁護士会所属の弁護士による「離婚・養育費」に関する無料専門相談を各区役所で年2回実施しています。

養育費や面会交流、子どもの親権や認知に関すること、慰謝料や財産分与に関すること等法律的な知識を有する問題の相談ができ、1回あたり45分、お一人につき2回までご利用いただけます。大阪市内在住の方であれば、どちらの区でも相談可能です。



④大阪市立愛光会館（母子・父子福祉センター）における法律相談

ひとり親家庭等の法律相談を行っています。また、離婚に関する相談であれば、離婚前の方も対象にしています。

（詳しくは41ページ参照）

⑤養育費に関する公正証書等作成促進補助金

ひとり親家庭の母または父の養育費の取り決め内容の債務名義化を促進し、継続した履行確保を図ることを目的に、公正証書等作成に係る本人負担費用等を補助します。

補助金を支給するにあたっての所得要件等はありませんが、補助の対象となるのは養育費に関する取り決めを行った際の直接経費（確定判決や強制執行認諾約款付公正証書、調停調書などの作成のための経費）であり、弁護士や行政書士の報酬等は含みません。



申請・問 ひとり親家庭サポーター（3ページ参照）

⑥養育費の保証促進補助金

ひとり親家庭の母または父の養育費の取り決め内容の債務名義化を促進し、継続した履行確保を図ることを目的に、保証会社と養育費保証契約を締結する際の本人負担費用（保証料）を補助します。

補助金額は保証料、月額養育費、5万円のうち最も少ない金額とするほか、補助金の支給にあたり、児童扶養手当受給水準の所得であること、また、養育費の取り決めに係る債務名義を有していることなどの条件があります。



申請・問 ひとり親家庭サポーター（3ページ参照）



①ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業

母子家庭の母及び父子家庭の父や母子家庭を経た寡婦の方を対象として、就業(就職)の相談、職業紹介、就業情報の提供などを行っています。

また、資格取得に向けた各種就業支援講習会の開催や在宅就業支援等、一貫した就業自立支援の取り組みを行っています。

問 大阪市立愛光会館内 北区中津1-4-10 (3ページ参照)

☎ 06-6371-7146



おしごと



講習会

②ひとり親家庭サポーターによる就業相談

3ページ参照

③大阪市しごと情報ひろば

就職に向けた支援が必要な方などを対象として、市内4カ所(天下茶屋、西淀川、平野、クレオ大阪西・マザーズ)の「しごと情報ひろば」において、無料による職業相談・職業紹介、カウンセリングなどを実施するほか、雇用・就労を実現するために、就労体験やスキルアップのためのセミナー、職業意識の向上をはかる事業などを実施しています。

●しごと情報ひろば天下茶屋、西淀川、平野

ハローワークと一体的に運営しており、ハローワーク求人情報端末が設置され、ハローワーク職員が常駐し、職業相談・職業紹介を行います。

●しごと情報ひろばクレオ大阪西・マザーズ

子育てのためにやむなく離職した女性やひとり親家庭の親等を対象に職業相談・職業紹介、キャリアカウンセリング、就業支援セミナー等の支援を行うとともに、保育士が常駐し、一時保育を実施しています。

また、その他のクレオ大阪各館への出張相談を実施しています。

大阪市しごと情報ひろば

名 称	所在地	電話番号	最寄駅	利用時間
しごと情報ひろば 天下茶屋 (ハローワークコーナー併設)	西成区岸里1-1-10 南海電鉄・ Osaka Metro 天下茶屋駅構内1F	06-6655-5791	南海電鉄・ Osaka Metro 天下茶屋駅	月～金曜日 午前9時～午後5時30分 (土・日・祝日及び年末年始休み)
しごと情報ひろば 西淀川 (ハローワークコーナー併設)	西淀川区御弊島 1-2-10 西淀川区役所1F	06-6476-5753	JR御弊島駅	月～金曜日 午前9時～午後5時30分 (土・日・祝日及び年末年始休み)
しごと情報ひろば 平野 (ハローワークコーナー併設)	平野区背戸口 3-8-19 平野区役所1F	06-6769-6071	Osaka Metro 平野駅	月～金曜日 午前9時～午後5時30分 (土・日・祝日及び年末年始休み)
しごと情報ひろば クレオ大阪西・ マザーズ	此花区西九条 6-1-20 クレオ大阪西2F	06-6467-5145	JR・阪神 西九条駅	火～金曜日 午前9時30分～午後6時 (土・日・月・祝日及び年末年始と クレオ大阪西の休館日休み)

④大阪市地域就労支援センター

働く意欲がありながら、様々な就労阻害要因をもった方(若年者・中高年齢者・障がい者・ひとり親家庭の親など)や、働くことに不安のある方などを対象として面談や電話による就労相談(一部の区役所では定期的な出張相談)を行い、相談者一人ひとりに応じたきめ細やかなサポートを実施しています。

また、ハローワークや地域の就労支援関係機関と協力して、求職者を支援するイベントなども開催しています。

大阪市地域就労支援センター

名 称	所在地	電話番号	最寄駅	利用時間
大阪市地域就労 支援センター	浪速区木津川2-3-8 A' ワーク創造館1F	0120-939-783 (通話料無料)	JR芦原橋駅 南海電鉄芦原町駅	月～金曜日 午前10時～午後5時 (土・日・祝日及び年末年始休み)

⑤ ハローワーク（公共職業安定所）

ハローワーク（公共職業安定所）では就職についてのきめ細やかな相談を行い、適正や希望にあった求人へ職業紹介を行っています。

また、職業相談の過程で仕事に就く前に知識・技能を身に付けることが必要と認められる場合には、ハロートレーニング（公的職業訓練）を受けることができます。

事務、介護、製造、ITなど多様なコースが年間を通じて実施されており、託児サービス付コースや、一日の訓練時間を3時間以上6時間以下に限定した短時間訓練コースも含まれていますので、子育て中の方もご相談ください。

・科目・・・ビジネスパソコン実践基礎科、介護職員初任者養成研修科、Webデザイナー科など

・期間・・・主に2カ月～2年

・受講料・・・無料（教科書代等の実費は自己負担）

なお、ハローワークでは、求人情報の提供や、各種セミナー、パートの相談・紹介等も行っています。

ハローワーク（公共職業安定所）

名称	所在地	電話番号	最寄駅	利用時間
梅田	北区梅田1-2-2 大阪駅前第2ビル16F	06-6344-8609	JR北新地駅、大阪駅、 Osaka Metro梅田駅・ 東梅田駅・西梅田駅、 阪神・阪急大阪梅田駅	(※)月～金曜日 午前8時30分～午後7時 土曜日 午前10時～午後5時 (日・休祝日・年末年始休み)
大阪東	中央区農人橋2-1-36 ビップビル1～3F	06-6942-4771	Osaka Metro 谷町四丁目駅	月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分 (土・日・休祝日・年末年始休み)
大阪西	港区南市岡1-2-34	06-6582-5271	JR大正駅、弁天町駅、 Osaka Metro大正駅、 弁天町駅、九条駅、 阪神九条駅	月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分 (土・日・休祝日・年末年始休み)
阿倍野	阿倍野区文の里 1-4-2	06-4399-6007	JR美章園、 Osaka Metro昭和町駅、 文の里駅、近鉄河堀口駅	月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分 (土・日・休祝日・年末年始休み)
淀川	淀川区十三本町3-4-11	06-6302-4771	阪急十三駅	月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分 (土・日・休祝日・年末年始休み)

※平日午後5時15分以降及び土は、パソコンによる求人情報の提供及び職業紹介業務のみの取り扱いとなります。(雇用保険関係業務・職業訓練関係業務及び求人関係業務は行っていません。)

⑥ハローワークインターネットサービス

全国のハローワークの求人情報をインターネットで検索できます。求人情報以外に、全国のハローワークの所在地一覧も提供しています。インターネット上で求職者マイページを開設するとともに、求職登録ができます。また、求職者マイページを開設すると、求人検索条件の保存やお気に入りの求人の保存等、お仕事探しをより便利に行うことができます。



⑦大阪マザーズハローワーク

子育てをしながら就職を希望する方等、仕事と家庭の両立を希望する方のためのハローワークです。“親身になってサポート”をモットーに、予約制・担当制であなたらしい就職活動を支援します。



チャイルドスペース・授乳室を設置、お子様連れでも安心です！

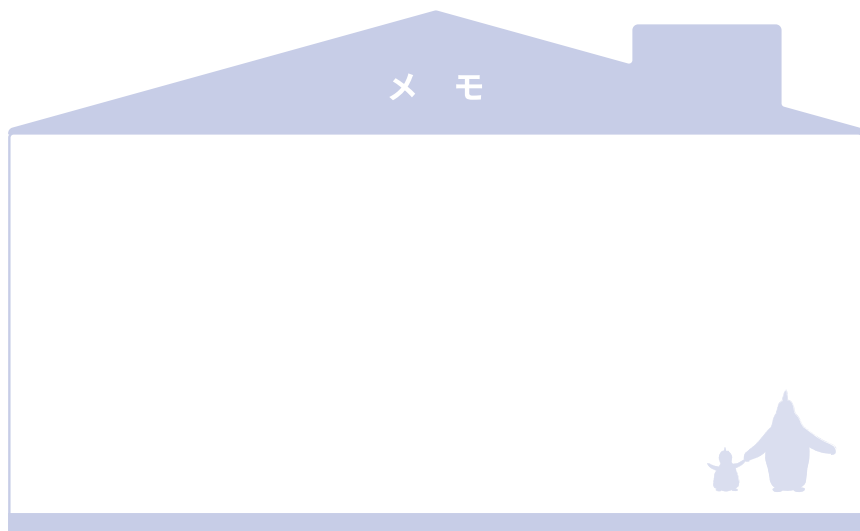
- ・仕事と子育ての両立に理解のある企業の求人など欲しい情報を提供
- ・スキルアップを目指した職業訓練のご相談
- ・子育て中の方どうして情報交換できる交流会

利用時間 月～金曜日 午前10時～午後6時30分

(土曜・日曜・休祝日・年末年始休み)

問 大阪マザーズハローワーク 中央区難波2-2-3 御堂筋グランドビル4F

☎ 06-7653-1098



⑧ その他ハローワーク機関

名 称	所在地	電話番号	最寄駅	利用時間
ハローワーク阿倍野 職業紹介コーナー (ルシアス庁舎)	阿倍野区阿倍野筋 1-5-1 あべのルシアス オフィス棟8F	06-6631-1675	JR・Osaka Metro 天王寺駅、 近鉄大阪阿倍野橋駅	月～金曜日 午前10時～午後6時30分 土曜日 午前10時～午後6時 (日・休日・年末年始休み)

※職業紹介コーナーは、パソコンによる求人情報の提供及び職業紹介業務のみの取り扱いとなります。

【お仕事をお探しの方のための駅前ハローワーク】

名 称	所在地	電話番号	最寄駅	利用時間
ハローワーク プラザ難波	中央区難波2-2-3 御堂筋グランドビル4F	06-6214-9200	Osaka Metro なんば駅、 近鉄・阪神 大阪難波駅24号出口すぐ	月～金曜日 午前10時～午後6時30分 土曜日 午前10時～午後6時 (日・休日・年末年始休み)

※雇用保険関係業務及び職業訓練関係業務は取り扱っておりません。

【正社員での就職を希望される概ね35歳未満の方を対象としたハローワーク】

名 称	所在地	電話番号	最寄駅	利用時間
大阪わかもの ハローワーク	北区角田町8-47 阪急グランドビル18F	06-7709-9470	JR 大阪駅、阪神・ 阪急大阪梅田駅、 Osaka Metro梅 田駅・東梅田駅	月～金曜日 午前10時～午後6時30分 土曜日 午前10時～午後6時 (日・休日・年末年始休み)



⑨大阪市若者自立支援事業 コネクションズおおさか

コミュニケーションが苦手で、なかなか一步が踏み出せない、働きたいけれど学校を卒業してから長いブランクがあって、何からはじめていいのかわからないなど、15歳から39歳までの現在仕事についていない若者とその保護者を対象に、個々のニーズや状況に応じて、社会参加に向けた自立への支援を行います。



問 コネクションズおおさか 北区梅田1-2-2-400 大阪駅前第2ビル4F

☎ 06-6344-2660

⑩地域若者サポートステーション

地域若者サポートステーション(愛称「サポステ」)では、働くことに悩みを抱えている15歳～49歳までの方に対し、キャリアコンサルタントなどによる専門的な相談、コミュニケーション訓練などによるステップアップ、協力企業への就労体験などにより、就労に向けた支援を行っています。



大阪府地域
若者サポート
ステーション

●大阪府地域若者サポートステーション

問 中央区北浜東3-14 エル・おおさか本館2F

☎ 06-4794-9200

ホームページ <https://osapo.jp/>



大阪市
地域若者
サポート
ステーション

●大阪市地域若者サポートステーション

問 西区鞠本町1-16-14 2F

☎ 06-6147-3285

ホームページ <https://shisapo.jp/>

⑪ホームページ「大阪労働局」

大阪労働局の組織・業務内容等の案内、労働条件・労働時間・職場の安全衛生等に関する法律等の案内、事業主の方に対する求人申し込み方法の案内、求人・求職情報・賃金情報等の労働市場データ等の情報を掲載しています。



ホームページ <https://jsite.mhlw.go.jp/osaka-roudoukyoku/>

⑫大阪府社会福祉協議会 大阪福祉人材支援センター

福祉のお仕事探しなら大阪福祉人材支援センターへ！
福祉分野での仕事をお探しの方に対して職業紹介、職種や資格などに関する職業相談、職場体験を含め就職までのサポートを行っています。(すべて無料)
「託児所、事業所内保育所あり」「時短勤務が可能」「お休みしやすい環境」など、子育てを支援する求人をご用意しています。



開設日時 月～金曜日 午前9時～午後5時(土・日・祝・年末年始休)

問 大阪福祉人材支援センター 中央区中寺1-1-54 大阪社会福祉指導センター3F

☎ 06-6762-9020

⑬大阪府 労働相談センター

職場のお悩み、お困りごと、トラブル解決のための支援を行っております。
「賃金を払ってくれない」「育休が取れない」等、働く人、雇う人のさまざまな労働相談(面談、電話またはオンライン)をお受けします。
相談は無料ですのでお気軽にご利用ください。
詳細は、ホームページをご覧ください。



問 大阪府労働相談センター 中央区石町2-5-3 エル・おおさか南館3F

☎ 06-6946-2600

⑭OSAKAしごとフィールド

就職を希望する方に対して、キャリアカウンセリングやセミナー等を実施しており、同じ施設内にある大阪東ハローワークコーナーにて求人検索や応募も可能です。



働くママ応援コーナーを設置しており、子育てしながら働きたいと思っている方に対して、就職活動や保育所探しのアドバイスなどを行っています。
また、面接時等にご利用いただける一時保育サービスもございます
対象:6か月～2歳(無料)

問 OSAKAしごとフィールド 中央区北浜東3-14 エル・おおさか本館2・3F

☎ 06-4794-9198

⑮ A'ワーク創造館

スキルアップを目指して生き活きと学べる「学習ゾーン」
パソコン、資格、CAD、Webデザイン、FP技能士試験対策講座、経理講座、
コミュニケーションなど仕事に役立つ講座を開催しています。ひとり親
家庭の親（児童扶養手当受給中の方）には、受講料の割引（25%割引・テキ
スト代除く）があります。くわしくはお問合わせください。



開館 月～土曜日 午前9時30分～午後6時（日・祝日休）

※ホームページ <https://www.adash.or.jp/>

問 A'ワーク創造館 浪速区木津川2-3-8

☎ 06-6562-0410

⑯大阪市シルバー人材センター（高年齢者就業確保事業）

高年齢者の「自主・自立」「共働・共助」という基本理念のもと、定年退職後な
どに、フルタイムの職業は望まないが、臨時的・短期的な就業の機会を得た
い、社会参加をしたいという高年齢者に対し、就業の機会を提供することに
より、高年齢者自身の生きがいや生活の充実を図るとともに、活力ある地域
社会づくりに寄与することを目的としています。



⑰ひとり親家庭自立支援給付金事業

●ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金

ひとり親家庭の母または父が、就職やキャリアアップのために
指定された教育訓練講座を受講し修了した場合、
受講に要した費用の一部が支給されます。



ひとり親家庭
自立支援教育
訓練給付金

●ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等

ひとり親家庭の母または父が看護師や介護福祉士などの資格を取るため、
1年以上（一部資格では6ヶ月以上）専門学校などで修業する場合に、
給付金が支給されます。



ひとり親家庭
高等職業訓練
促進給付金等

申請・問 **ひとり親家庭サポーター**
(3ページ参照)

⑱教育訓練給付制度

雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とする雇用保険法による給付制度です。



●一般教育訓練給付金

一定の要件を満たす雇用保険の被保険者※（在職者）または被保険者であった方（離職者）が厚生労働大臣の指定する教育訓練を受講し修了した場合に、教育訓練施設に支払った教育訓練経費の20%に相当する額（上限あり）が支給されます。

●特定一般教育訓練給付金

一定の要件を満たす雇用保険の被保険者（在職者）または被保険者であった方（離職者）が厚生労働大臣の指定する特定一般教育訓練を受講し修了した場合に、教育訓練施設に支払った教育訓練経費の40%に相当する額（上限あり）が支給されます。

●専門実践教育訓練給付金

一定の要件を満たす雇用保険の被保険者（在職者）または被保険者であった方（離職者）が厚生労働大臣の指定する専門実践教育訓練の受講を開始し、受講中及び修了した場合に、教育訓練施設に支払った教育訓練経費の50%（平成29年12月31日以前に受講開始した専門実践教育訓練においては40%）に相当する額（上限あり）が支給され、さらに定められた資格取得等の要件を満たすと、20%に相当する額（上限あり）が追加して支給されます。

●教育訓練支援給付金

（専門実践教育訓練の受講開始日が令和7年3月31日以前）
専門実践教育訓練給付金の受給資格者のうち、一定の要件を満たす方が、訓練期間中に失業状態かつ基本手当を受けることができない日について、基本手当の日額に相当する額の80%（平成29年12月31日以前に講開始した専門実践教育訓練においては50%）が支給されます。

※この制度において、被保険者とは、一般被保険者及び高年齢被保険者をいいます。

★詳細は上記QRコードよりご覧ください。

問 [ハローワーク（19ページ参照）](#)

①市営住宅

母子家庭、父子家庭で住宅にお困りの方については、一般の市営住宅の入居募集とは別に、毎年1回特別抽選を行い、市営住宅に優先して入居していただけるよう優遇を図っています。

収入基準、家賃等は一般の市営住宅と同じです。

市営住宅

- ・福祉目的募集における「ひとり親住宅」(5月)
 - ・定期募集における「一般世帯向け」又は「子育て世帯(※)向け」(2月、7月)
 - ・親子近居募集における「一般世帯向け」又は「子育て世帯(※)」(11月)
- (※)子育て世帯・・・高等学校終了前とされる年齢(18歳まで)の子どもを含む世帯

問 ひとり親住宅 大阪市子ども青少年局 子ども家庭課

☎ 06-6208-8035

問 市営住宅(一般・子育て) 大阪市営住宅募集センター募集担当

☎ 06-6882-7024



②母子生活支援施設

子どもを養育している母子家庭の母が、生活上のいろいろな事情のため、子どもの養育が十分できない場合に、子どもと一緒に入所でき、その自立の促進のために生活を支援する児童福祉施設です。費用については、課税状況に応じて負担していただきます。

申請・問 お住まいの区の保健福祉センター保健福祉(福祉)課福祉業務担当
(2ページ参照)



③緊急母子一時保護事業

特別な事情から緊急に保護を必要とする母子を対象に、母子生活支援施設において、2週間を限度に一時保護を行っています。

母子生活支援施設における居室の提供の他、居住に必要な備品等の貸与や、日用品等の給付及び緊急生活資金の貸付等を行います。

申請・問 お住まいの区の保健福祉センター保健福祉(福祉)課福祉業務担当
(2ページ参照)



① 保健福祉センター保健業務担当

市民の健康の保持・増進、病気の予防などの健康に関する相談や健診・各種医療費助成制度の申請受付などの業務を行い、地域における公衆衛生の向上及び増進を図る中心的機関として地域住民の健康と生活に重要な役割を担っています。

● こどもの健康診査等

3か月児健康診査／1歳6か月児健康診査／3歳児健康診査／
乳児一般健康診査／各種予防接種など

● 母親・父親の健康診査等

妊産婦健康診査／妊婦歯科健康診査／肝炎ウイルス検査(20歳以上)／
胃がん検診(40歳以上)／大腸がん検診(40歳以上)／肺がん検診(40歳以上)／
子宮頸がん検診(20歳以上の女性)／乳がん検診(30歳以上の女性)／
前立腺がん検診(50・55・60・65・70歳の男性)／骨粗しょう症検診(18歳以上)／
大阪市健康診査(40歳以上の生活保護者受給者等)／結核検診(15歳以上)

● その他

健康手帳の交付／健康教育／健康相談／エイズ相談／
精神保健福祉相談(心の病、思春期、薬物関連問題等)など

申請・問 お住まいの区の保健福祉センター(2ページ参照)

② ひとり親家庭医療費助成制度

公的医療保険(国民健康保険、被用者保険など)に加入しているひとり親家庭の方で、18歳までの児童とその母もしくは父、または父母以外の養育者に、入院・通院にかかる保険診療の自己負担の一部及び入院時食事療養にかかる自己負担分を助成します。

1医療機関ごとに、1日あたり最大500円(月2日限度)の一部自己負担が必要ですが、月額2,500円の限度額を設けています。限度額を超過した場合、申請により払い戻しを受けることが出来ます。



申請・問 お住まいの区の保健福祉センター医療助成業務担当

※ 限度額を超えた場合の払い戻し手続き

問 大阪市医療助成費等償還事務センター ☎ 06-6351-8200

③ 子育て医療費助成制度（一部所得制限あり）

公的医療保険（国民健康保険、被用者保険など）に加入している0～18歳（18歳に達した日以後における最初の3月31日）までのこどもの、入院・通院にかかる保険診療の自己負担の一部を助成します。

1医療機関ごとに1日あたり最大500円（月2日限度）の一部自己負担が必要ですが、月額2,500円の限度額を設けています。限度額を超過した場合、申請により払い戻しを受けることができます。



申請・問 お住まいの区の保健福祉センター医療助成業務担当

※ 限度額を超えた場合の払い戻し手続き

問 大阪市医療助成費等償還事務センター ☎ 06-6351-8200

メ モ



子育て支援

①ひとり親家庭等日常生活支援事業

母子家庭、父子家庭、寡婦の方で、技能習得のための通学・就職活動等の自立促進や、疾病・残業等で一時的に保育や家事・介護を必要とする場合に、家庭生活支援員を派遣したり、家庭生活支援員の居宅で保育するなど、その生活を支援します。



申請・問 お住まいの区の保健福祉センター保健福祉(福祉)課福祉業務担当(2ページ参照)

依頼・問 委託事業者 大阪市ひとり親家庭福祉連合会

☎ 06-6371-7146 **FAX** 06-6371-6722

②ファミリー・サポート・センター事業

急な保育ニーズに対応するために、こどもを預けたい方(依頼会員)と、こどもを預かりたい方(提供会員)が地域で互いに助け合うシステムです。事前にお住まいの区の子ども・子育てプラザ内にあるファミリー・サポート・センターへ会員登録をしてください。



③エンゼルサポーター派遣事業

出産後間もない母親と乳児がおり、昼間に家事等の援助者がいないご家庭や多胎児を養育しているご家庭へ、エンゼルサポーターを派遣し、食事や身の回りの世話、居室の掃除、生活必需品等の買物など、家事中心の訪問支援を実施しています。



利用料は1時間あたり1,000円(1時間単位)で、利用時間は、月曜日～土曜日の午前8時～午後6時の間で、2時間～4時間以内とします。

申請・問 委託事業者 大阪市ひとり親家庭福祉連合会
(利用希望日の10日前までにお申し込みください)

☎ 06-6371-7146 **FAX** 06-6371-6722

※申請書などは大阪市内の保健福祉センター保健福祉課(子育て支援室)で配布しています。

④ 保育所(園)・認定こども園・地域型保育事業

保護者の方が仕事や病気などのため、家庭で保育できない場合、0歳(原則として生後6ヵ月以上)から小学校就学前のこどもをお預かりします。

・保育料(月額)

その世帯の市町村民税額の合計により決定します。

詳細については、右記のQRコードからご確認ください。



保育施設・
保育事業の
利用について



保育料に
ついて

申請・問 お住まいの区の保健福祉センター 保育業務担当

⑤ 一時預かり事業

大阪市内に住所を有しており、保育所等を利用していない小学校就学前のこどもを対象に保護者の方の傷病、介護、冠婚葬祭または労働・職業訓練、就学、あるいはリフレッシュなどのために一時的に保育が必要な場合にこどもをお預かりします。利用には事前に登録が必要です。直接実施施設にお申し込みください。



問 こども青少年局 管理課

☎ 06-6208-8111

⑥ 病児・病後児保育事業

大阪市内に住所を有しており、病気の回復期で保育所などに通うことができず、また保護者の方の仕事の都合で家庭での保育が困難な場合、こどもをお預かりします。回復期に至らないこどももお預かりできる施設もあります。利用には事前に登録が必要です。実施施設に直接ご連絡ください。



問 こども青少年局 管理課

☎ 06-6208-8111

⑦ 子どものショートステイ事業

大阪市内に住所を有しており、小学校就学前のこどもで、保護者の方が病気・出産・看護・事故・災害・冠婚葬祭・失踪・転勤・出張・学校等への公的行事への参加・育児不安や育児疲れ等で、一時的に子育てが困難なとき、1週間を限度として乳児院・児童養護施設・母子生活支援施設等でお預かりすることができます。



問 こども青少年局 管理課

☎ 06-6208-8111

⑧ 児童福祉施設等

・乳児院

保護者の病気や離婚などによって、育てることが困難になったこども（おおむね2歳まで）を保護者に代わって養育する施設です。



・児童養護施設

保護者の病気や離婚などによって、育てることが困難になったこども（おおむね2歳～18歳未満）を保護者に代わって養育する施設です。



・母子生活支援施設

[26ページ参照](#)

・障がいや疾患等のあるお子さまのための支援について

障がいや疾患等のあるお子さまのための支援制度として、児童福祉法に基づく「障がい児相談支援」・「障がい児通所支援」・「障がい児入所支援」があります。



・児童心理治療施設

心理的問題等を抱え、日常生活の多岐にわたり支障をきたしているこどもとその家族に、専門的な治療や生活指導を行う施設です。



・児童自立支援施設

非行や家庭内暴力など、家庭環境その他の環境上の理由により、生活指導などが必要なこどもの諸問題を豊かな自然環境の中で、職員と生活を共にしながら必要な指導を行い、その自立を支援する施設です。



・助産施設

経済的な理由により病院などで出産できない妊産婦に助産施設への入院・出産費用を一部助成します。



・里親

様々な事情で親とは暮らせないこどもを、その保護者に代わって深い愛情と理解をもってご家庭で育てていただく制度です。里親には、親が引き取れるまでの期間児童を養育する養育里親、養子縁組を前提とする養子里親、両親が死亡・行方不明等の状態にある児童を扶養義務者及びその配偶者である親族が養育する親族里親、被虐待児等の心身のケアをしながら養育する専門里親があります。



・ファミリーホーム

こどものひとりひとりに適した多様な養育環境を提供するため、家庭的な環境のもとで、こどもの養育に関し相当の経験を有する養育者等により、きめ細かな養育を行います。

児童福祉施設等の **相 問**

- 大阪市中央子どもセンター ☎ 06-4301-3100
(担当区: 此花区・中央区・西区・港区・大正区・天王寺区・浪速区・東成区・生野区・城東区・住之江区・西成区)
- 大阪市北部子ども相談センター ☎ 06-6195-4114
(担当区: 北区・都島区・福島区・西淀川区・淀川区・東淀川区・旭区)
- 大阪市南部子ども相談センター ☎ 06-6718-5050
(担当区: 阿倍野区・住吉区・東住吉区・平野区)
(母子生活支援施設・助産施設・児童発達支援センター・児童発達支援事業・放課後等デイサービスについてはお住まいの区の保健福祉(福祉)課福祉業務担当におたずねください)

⑨ 子ども・子育てプラザ

乳幼児期の親子や地域の子育て仲間、就学期のこどもの交流の場として、講座やイベントの開催等、子育て層を応援するとともに、様々な子育てに関する情報を提供しています。



- ・子育てに関する様々な情報の提供
- ・子育て活動を行うグループに対する活動への助言や活動場所の提供
- ・子育て支援講座や親子イベントの開催
- ・自由な遊び場の提供やクラブ活動などの実施
- ・乳幼児とその保護者が自由に遊べ、お互いに交流できる「つどいの広場」の実施

問 各区子ども・子育てプラザ及び子ども青少年局 管理課

☎ 06-6208-8112



⑩ 児童いきいき放課後事業

市内の全市立小学校において、平日の放課後や土曜日、長期休業日中などに、活動の場を提供し、児童の健全育成をめざすものです。平日は放課後から午後6時まで、土曜日・長期休業日中は午前8時30分から午後6時まで、小学校区内の全児童を対象に実施しています。

なお、利用料は無料ですが、児童の安全管理に要する経費として年額500円を負担していただきます。

※一部の小学校については、午後6時から午後7時までの時間延長等を有料で実施

問 こども青少年局青少年課放課後事業グループ

☎ 06-6208-8162



⑪ 留守家庭児童対策事業

民設民営で放課後児童クラブを実施している事業者に運営費の一部を補助しており、就労等により、放課後のこどもの監護が困難なご家庭は、施設を利用することができます。民設民営のため、空き状況、開所日、開所時間、利用料金等は各事業者により異なります。

※施設の運営内容や利用に関することについては、各事業者へ直接お問い合わせください。

問 こども青少年局青少年課放課後事業グループ

☎ 06-6208-8163



⑫ 多胎児家庭外出支援事業

外出が困難な多胎児(双子や三つ子)を養育する保護者等がユニバーサルデザインタクシー等の利用が必要な場合において、その利用料金の一部をタクシー給付券として助成します。

申請・問 こども青少年局管理課

☎ 06-6208-8112



⑬ 産後ケア事業

出産後1年未満の母親とその子を対象に、大阪市と委託契約している医療機関及び助産所で、助産師等の専門スタッフから母親の心身のケアや育児サポートを受けられます。

問 こども青少年局管理課(母子保健グループ)

☎ 06-6208-9966



子どもの就学

① 幼稚園

3歳児から5歳児を対象とした幼児教育施設です(幼稚園によって対象年齢は異なります。)



- ・保育料(月額)
無償(または月額25,700円までの補助があります。)
- ・預かり保育料、副食費
一定の条件を満たした場合に補助があります。
詳細については、QRコードからご確認ください。

問 申込みまたは問い合わせ…通園する(または通園予定である)幼稚園

問 保育料に関する問い合わせ

お住まいの区の保健福祉センター保健福祉(福祉)課保育業務担当
または、こども青少年局幼保企画課(幼保利用グループ)

☎ 06-6208-8085

② 就学援助制度

経済的な理由により就学が困難な市立小・中・義務教育学校の児童・生徒の保護者に、学校教材費などの就学援助費を支給します。



- ・支給されるもの
学校教材費、校外活動費、修学旅行費、入学準備補助金、学校給食費、独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金保護者負担額など
- ・対象者
市民税非課税の世帯、児童扶養手当を受給している世帯など

申請 通学あるいは通学予定の学校(毎年申請が必要です)

問 教育委員会事務局学校運営支援センター事務管理担当(就学支援グループ)

☎ 06-6115-7653



③ 大阪市奨学金

経済的な理由により高等学校等での修学が困難な生徒に支給します。

・支給上限額

入学年度の第1学年の生徒 年額107,000円

それ以外の生徒 年額 72,000円

※大阪府「奨学のための給付金」や他の給付型奨学金の額を控除します。

※領収書等の提出が必要です。

・対象者

大阪市内に住所を有する市民税非課税世帯の生徒(生活保護世帯を除く)

申請 在学している学校(毎年申請が必要です)

問 教育委員会事務局学校運営支援センター事務管理担当(就学支援グループ)

☎ 06-6115-7641



④ 大阪府国公立高等学校等奨学のための給付金

全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、大阪府内に在住する低所得世帯の保護者に対し、授業料以外の教育費の経済的負担を軽減するために、奨学のための給付金を支給します。(返済の必要はありません)

申請 在学している高等学校等の事務室(毎年申請が必要です)

問 ①通われている高等学校等の事務室

②府民お問い合わせセンター ピピっとライン

☎ 06-6910-8001 **FAX** 06-6910-8005



⑤ 大阪府私立高等学校等奨学のための給付金

全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、大阪府内に在住する低所得世帯の保護者等に対し、授業料以外の教育費の経済的負担を軽減するために、奨学のための給付金を支給します。(返済の必要はありません)

※詳しくはホームページでご確認ください。

申請 大阪府内に所在する学校に在学している場合は、通学している学校へ提出

大阪府以外の都道府県に所在する学校に在学している場合は、大阪府へ直接提出

問 府民お問い合わせセンター ピピっとライン

☎ 06-6910-8001



⑥ 習い事・塾代助成事業

子育て世帯の経済的負担を軽減するとともに、子どもたちの学力や学習意欲、個性や才能を伸ばす機会を提供するため、小学5年生～中学3年生の学習塾や家庭教師、文化・スポーツ教室などにかかる費用を助成しています。



- ・助成額 月額1万円上限
- ・助成対象者 市内に居住している小学5年生～中学3年生の保護者の方で、審査基準となる所得金額が所得制限限度額未満の方

申請・問 大阪市習い事・塾代助成事業運営事務局(コールセンター)

☎ 06-6452-5273

⑦ 大阪府育英会奨学資金

高等学校等へ進学を希望し、向学心に富みながら経済的理由により修学が困難な生徒に対し、無利息で奨学金の貸付を行っています。



当会の奨学金は、入学時に必要な経費の支払いに充てるための「入学時増額奨学資金」と高校等在学中の授業料及びその他修学に必要な経費の支払いに充てるための「奨学資金」の2種類があります。

保護者(父母)の方が大阪府内に住所を有し、一定の所得要件を満たす必要があります。

詳しくは、大阪府育英会ホームページをご覧ください。

申請 在学する学校

問 公益財団法人大阪府育英会採用貸付課

☎ 06-6357-6272

⑧ 独立行政法人 日本学生支援機構奨学金

経済的理由で修学が困難な優れた学生に学資の貸与を行い、また、経済・社会情勢等を踏まえ、学生等が安定して学べるように「貸与」または「給付」する制度です。

(学力、所得等の基準があります。)

進学前に奨学金の貸与を予約する制度と進学した学校で申請する制度とがあります。

貸与については、第一種奨学金(無利子)、第二種奨学金(有利子年上限3%)があります。他に入学支度金として、入学時特別増額貸与奨学金(有利子)があります。

申請・問 在学する学校

☎ 0570-666301(ナビダイヤル)

⑨国の教育ローン

高校および大学等への入学にかかる諸費用や通学にかかる諸費用を融資する制度です。
(所得基準があります。)

限度額 350万円(有利子)

申請・問 教育ローンコールセンター

 0570-008656(ナビダイヤル)

メモ



助成・優遇制度

①大阪市営自転車駐輪場利用料金の割引

18歳の誕生日以降、最初の3月31日までの児童を養育しているひとり親家庭の世帯員が駐輪場を利用する場合、一時利用回数券・定期利用料金が半額になります。(世帯に1名)

ひとり親家庭医療証・児童扶養手当証書等を提出してください。

問 **ご利用の駐輪場管理事務所**

②JR 通勤定期の特別割引

児童扶養手当を受けているひとり親家庭等の世帯員の方が、JRを利用して通勤している場合は、通勤定期乗車券を3割引で購入できます。

特定者資格証明書及び購入証明書の交付を受け、これを定期券販売窓口に出して通勤定期を購入します。

申請・問 **お住まいの区の保健福祉センター保健福祉(福祉)課福祉業務担当**
(2ページ参照)

③所得税および個人市・府民税の所得控除

次の要件に該当する場合は、申告等により所得税および個人市・府民税の所得控除の適用があります。

※前年中の合計所得金額が500万円以下に限ります。

・寡婦控除(所得税27万円、市・府民税26万円)

夫と死別し再婚していない方

夫と離婚し再婚していない方で扶養親族ありの方

・ひとり親控除(所得税35万円、市・府民税30万円)

現に婚姻をしていない方で、生計を一にする子がある



所得控除額の計算



問い合わせ先

申請・問

市・府民税 お住まいの区を担当する市税事務所市民税等グループ
所得税 お住まいの地域を管轄する税務署

④ 少額貯蓄非課税制度（マル優制度）

児童扶養手当、遺族基礎年金などを受けている方は、受給を確認できる書類を添えて金融機関へ申請すると、銀行・郵便貯金・公債をあわせて元本350万円までの預貯金等の利子について、所得税と住民税が非課税になります。

申請・問 各金融機関の窓口

⑤ たばこ小売販売業の許可

ひとり親家庭の母や寡婦の方がたばこ小売販売業の許可申請を行う場合は、審査にあたり、距離基準及び取扱高基準を一般の基準の8割に緩和して適用します。

申請にあたり、必要となるひとり親家庭等の証明書の交付はお住まいの区の保健福祉（福祉）課福祉業務担当で受けてください。

問 近畿財務局理財第2課

☎ 06-6949-6368

⑥ 万博記念公園入園料金等の免除

自然文化園・日本庭園、EXPO'70パビリオン、太陽の塔の利用料金については、児童扶養手当、遺族年金等を現に受給しており、都道府県知事等が発行した証書等の交付を受けたひとり親家庭の世帯員は全額免除です。



問 万博記念公園

☎ 0120-197089（フリーダイヤル）

☎ 06-6877-7387



その他相談機関

相談機関	相談内容	開設時間	電話番号	QRコード
市民相談室	家庭問題相談・税務相談・ 登記相談等	各相談は、受付時間・曜日 が異なります。直接お問い合わせ ください。	06-6208-7325	—
区役所での 各種専門相談	法律相談等	各区役所によって受付時間・曜日 が異なります。各区(電話番号は2ペ ージ)へ直接お問い合わせください。		—
総合府民相談室	府政相談・医療相談	(府政相談) 月～金曜日 午前9時～午後6時 (医療相談)午前9時～正午、 午後1時～午後5時30分 (祝日・年末年始を除く)	(府政相談) 06-6910-8001 (医療相談) 府庁代表番号 06-6941-0351	—
子どもの虐待 ホットライン	子どもの虐待・子育て、 親子関係の悩みの相談	月～金曜日 午前11時～午後4時 (土日祝日・年末年始・ 8/13～8/15は休み)	06-6646-0088	
子ども何でも相談 (大阪弁護士会)	子どもの人権に関する相談	水曜日 午後3時～午後5時 第2木曜日 午後6時～午後8時	06-6364-6251	—
みんなの人権 110番	人権にかかわる事柄に ついての相談	午前8時30分～午後5時15分 (土・日・祝除く)	(全国共通人権相談ダイヤル) 0570-003110 (大阪法務局人権擁護部) 06-6942-9496	—
人権啓発・相談 センター	専門相談員による 人権相談	月～金曜日 午前9時～午後9時 日・祝日 午前9時～午後5時30分 (土・年末年始休業)	06-6532-7830	
関西いのちの電話	人間関係の悩み等 人生全般についての相談	24時間 いつでも受け付けます	06-6309-1121	—
大阪自殺防止 センター	生きるか死ぬかといった 悩みの相談	金曜午後1時～ 日曜午後10時まで	06-6260-4343	—
中毒110番	化学物質・動植物の 毒等による急性中毒の相談	24時間対応	072-727-2499	—
暴力団・けん銃 110番	暴力団犯罪・けん銃等に 関する相談及び情報	平日午前9時～午後5時45分 (執務時間外は当直対応)	06-6941-1166	—
覚醒剤110番	覚醒剤に関する困りごとの 相談や情報	平日午前9時～午後5時45分 (執務時間外は当直対応)	06-6943-7957	—

相談機関	相談内容	開設時間	電話番号	QRコード
グリーンライン	少年相談及び家族、地域住民等からの少年非行為等に関する相談	平日午前9時～午後5時45分 (土・日・祝除く)	06-6944-7867	—
大阪弁護士会 総合法律相談 センター	法律相談(事前予約制・面談による相談 原則有料)	(電話予約時間) 月～金曜日午前9時～午後5時 土曜日午前10時～午後3時30分 ※ネット予約は24時間受付中 ※一部無料相談あり。詳しい情報はホームページでご確認ください	06-6364-1248	
少年サポート センター	少年の非行等に関する相談	平日午前9時～午後5時45分	(難波) 06-6211-3400 (梅田) 06-6362-2225 (中央) 06-6772-4000	—
女性のための相談 (クレオ大阪女性総合相談 センター)	一般相談、からだの相談、心理カウンセリング、法律相談	火～土曜日 午前10時～午後8時30分 日・祝日 午前10時～午後4時	(総合受付) 06-6770-7730 (電話相談) 06-6770-7700	—
子育て相談 (クレオ大阪子育て館)	0～18才までの 子育ての総合相談	(電話・面接・専門面接相談) 午前10時～午後9時 (土・日・祝は午後5時まで) 年末年始休み	06-6354-4152	—
男性の悩み相談 (クレオ大阪子育て館)	仕事・人間関係・ストレスなど あらゆる相談	(面接・電話相談) 金曜日 午後7時～午後9時 第3日曜日 午前11時～午後5時 (予約受付時間) 火～土曜 午前10時～午後8時30分 日・祝日 午前10時～午後4時	(面接予約) 06-6770-7723 (電話相談) 06-6354-1055	—
児童家庭支援センター 博愛社	地域の子育てに関する相談を受け、必要に応じた支援を行います。	相談料・利用料は全て無料 年中無休 午前9時～午後6時	06-6301-7270	
母子・父子福祉センター 愛光会館	母子家庭・父子家庭や母子家庭を経た寡婦の方の悩み、生活・法律相談	法律相談：毎月第2土曜 午後1時～午後4時 第3水曜 午後6時～午後8時 (いずれも要予約)	06-6371-7146	
大阪市若者自立支援事業 コネクションズおおさか	若者の就業・自立に関する相談	火～土曜日(祝日を除く)午前10時30分～午後6時30分 (受付は午後6時まで) ※毎月第3金曜日は午前10時30分～午後8時30分(受付は午後8時まで)	06-6344-2660	
DV・セクハラ・性被害の 電話相談	家庭や社会における女性に対するDV・性的いやがらせ、性的虐待に関する相談を受け付けます。	開設日時 第2木曜日 午前11時30分～午後1時30分	06-6364-6251	

① 休日・夜間急病診療所／休日・夜間緊急歯科診療所

休日・夜間などにおける急病患者の診療及び歯の痛み等に対応するため、大阪府医師会や大阪府歯科医師会などの協力を得て診療を実施しています。



② 救急安心センターおおさか（救急医療相談窓口）

突然の病気やケガで「救急車を呼んだほうがいいのか？」「今すぐ病院に行くべきかどうか？」「近くの救急病院はどこか？」「応急手当の方法は？」など困ったときに、看護師が医師の支援体制のもと、救急医療相談や症状に応じた病院案内に対応します。



開設時間 24時間 365日

☎ #7119または06-6582-7119

③ 小児救急支援アプリ

15歳未満のお子様を対象に、突然の病気やケガで「救急車を呼んだほうがいいのか？」「近くの病院はどこか？」など困ったときに、アプリ画面に表示される簡単な質問に答えるだけで、その症状から緊急性を判断することができます。



医療機関を受診される場合は、大阪府内の医療機関を地図上に表示し、ワンタッチで電話をかけることができます。

※受診前には、必ず医療機関へ受診できることを確認してください。



④大阪府救急医療情報センター

「救急車を呼ぶほどではないが病院で診てもらいたい」ときや「病院や診療所の場所等を知りたい」ときに、オペレーターが大阪府内の医療機関をご案内します。

なお、インターネットでもお調べいただけます。

〔大阪府医療機関情報システム〕

<https://www.mfis.pref.osaka.jp/>

開設時間 24時間 365日

☎ **06-6693-1199**

※医療機関を案内するものであり、医療相談には応じることができませんのでご注意ください。

⑤小児救急電話相談事業

夜間のこどもの急病等で、「病院へ行った方がいいのか？」など判断に迷ったときに、小児科医の支援体制のもと看護師が相談に応じます。

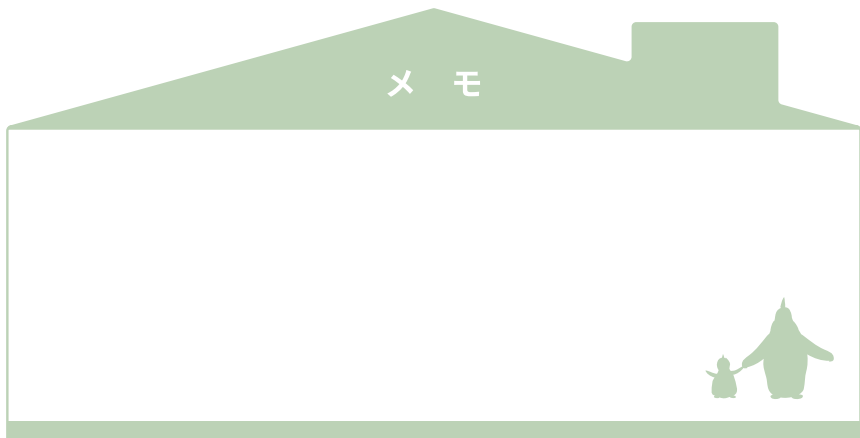
開設時間 午後7時～翌朝8時まで 365日

☎ **#8000(NTTブッシュ回線、携帯電話)**

☎ **06-6765-3650(ダイヤル回線、IP電話)**

※電話相談であり、診察等の医療行為はできませんのでご注意ください。

なお、明らかに緊急を要する急病等の場合は119番をご利用ください。



ひとり親家庭等サポートブック

令和5年度版

編集・発行 **大阪市子ども青少年局子育て支援部子ども家庭課**

〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20
TEL:06-6208-8034 FAX:06-6202-6963

「虐待かな？」と思ったら、 迷わず相談・連絡してください

あなたのまわりに「虐待を受けたと思われる子どもがいたら…」
すぐに児童虐待ホットラインやお住まいの区の
保健福祉センターなどに相談・連絡してください。
子どもたちを守るためには虐待の早期発見、早期対応が必要です。
大阪市では24時間体制で相談を受け付けています。

大阪市児童虐待ホットライン(こども相談センター)

0120-01-7285

(まずは一報、なにわっ子)

フリーダイヤル
24時間365日対応

お住まいの区の保健福祉センター 子育て支援室

・午前9時～午後5時30分 ・土日祝日、年末年始は除く



大阪市こども青少年局

母子・父子福祉センター 大阪市立愛光会館 指定管理者
公益社団法人 大阪市ひとり親家庭福祉連合会

令和5年7月発行